

令和4年度 介護保険負担限度額認定 更新のお知らせ

低所得者(非課税)の方については、介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費の負担軽減を行っています。軽減を受けるには役場へ申請書を提出し、認定を受ける必要があります。手続き方法等については下記をご覧ください。

負担限度額認定証の有効期間

令和4年7月31日

8月1日以降も引き続き認定が必要な方は更新申請の手続きをお願いします。

■ 申請に必要なもの(次の①～④まで必要です)

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②同意書(本人及び配偶者の自署であれば押印は不要)
- ③本人の預貯金等(※)がわかる資料(配偶者がいる場合は配偶者分も必要)

※預貯金等に含まれるものについては、預貯金(普通・定期)、投資信託、有価証券(株式・国債・地方債・社債)、その他現金、負債(借入金・住宅ローン)などです。

お手持ちの銀行口座など、普通等すべての残高が対象となるので、通帳の銀行名・支店名・口座番号・名義が確認できるページと最終残高(申請日から過去2ヶ月間の取引履歴)が確認できるページを提出願います。

- ④委任状(代理人が申請する場合)
本人又はご家族以外の方が代理で申請される場合は、委任状の提出が必要です。

※町外の施設へ入所している方で、生活保護を受給者している方及び、境界層該当者は証明書の提示をお願いします。

■ 申請の流れ

更新申請は令和4年7月1日から受け付けておりますが、予め昨年度申請いただいている方には役場にて氏名等を入力した申請書を送付しております。申請書右上に記載する申請日については、必ず8月1日以降の日付としてください。

申請書類等に不備がない方については随時認定証及び認定通知書を送付します。なお、有効期間については、令和4年8月1日から令和5年7月31日までとなります。

認定後、世帯主・世帯員の課税状況等に変化があり、負担限度額の段階が変更になった場合は改めて審査を行う必要があるため、再度申請を行ってください。

※江差町外の住所地特例施設入所者や令和4年に江差町に転入された方は、前の市町村へ非課税年金情報の照会が必要となりますので、結果通知に日数を要しますことを予めご了承ください。

<お問い合わせ先>

〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1

江差町役場高齢あんしん課介護保険係 TEL:0139-52-6726 FAX:0139-52-5666

利用者負担段階区分ごとの負担限度額

利用者 負担段階区分	対象者① (所得等)	対象者② (預貯金等)	1日あたりの居住費				1日あたりの 食費	1日あたりの 食費 (ショートステイ)
			ユニット型 個室	ユニット型個室 的多床室	従来型 個室	多床室		
第1段階	○世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○生活保護受給者		820円	490円	(老健・療養) 490円 (特養) 320円	0円	300円	300円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税 で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額の合計 が80万円以下の方	単身650万円 夫婦で1,650万円以下	820円	490円	(老健・療養) 490円 (特養) 420円	370円	390円	600円
第3段階①	○世帯全員が住民税非課税 で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額の合計 が80万円～120万円以下の方	単身550万円 夫婦で1,550万円以下	1,310円	1,310円	(老健・療養) 1,310円 (特養) 820円	370円	650円	1,000円
第3段階②	○世帯全員が住民税非課税 で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額の合計 が120万円を超える方	単身500万円 夫婦で1,500万円以下	1,310円	1,310円	(老健・療養) 1,310円 (特養) 820円	370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の方 (市町村住民税課税世帯等)		負担限度額なし(施設との契約額を支払う)					

※令和3年度（令和3年8月1日）から新たに段階が追加され、所得要件や預貯金額等も変更されました。

これは、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、負担能力に応じた負担となるよう見直しがされたためです。

注意！

町税、保険料等に
滞納がある方は
申請できません。

住民税の申告は
お済ですか？
住民税情報がないと
認定できません。

表面の申請に必要な
書類等に漏れは
ありませんか？

虚偽の申告を行った場合そ
れまで受けた負担軽減に加
え最大2倍の加算金の納付
を求めることがあります。